

平成二十一年二月十七日受領  
答弁第一〇一〇一号

内閣衆質一七一第一〇一号

平成二十一年二月十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員郡和子君提出発見から二十年を迎える旧陸軍軍医学校の人体標本等に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員郡和子君提出発見から二十年を迎える旧陸軍軍医学校の人体標本等に関する質問に対する

### 答弁書

#### 一について

政府としては、今後とも、御指摘の人骨の身元確認に資する技術開発の動向等も踏まえつつ、身元確認につながるよう、できる限りの努力を行ってまいりたいと考えている。

#### 二について

厚生労働省としては、現在、御指摘の戸山五号宿舎に入居している職員の代替宿舎の確保について、関係府省等との調整に努めているところである。

また、御指摘の調査については、国立国際医療センターの独立行政法人移行後においても、国として、必要な対応を行ってまいりたい。

#### 三について

御指摘の若松住宅には、平成二十一年一月末現在で五十三世帯入居しているところである。これらの被貸与者に対しては、平成二十三年七月末までに退去するよう要請しているところであり、すべての被貸与

者の退去完了を待って、当該宿舎の用途を廃止することとしているが、その際に何らかの調査を行うことを検討する必要があると考えている。

#### 四について

現在、陸上自衛隊衛生学校の彰古館においては、旧陸軍等に係る医療に関する史料等の一部として、病理に関する七十一の標本を保管中であるが、これらについては、適切に整理を行いつつ、人体の一部として尊厳を損なわないよう管理しているところである。

また、防衛省としては、厚生労働省及び財務省から要請があつた場合には、必要な協力をしてまいりたい。

#### 五について

政府としては、土地の管理者として必要な対応を行うなど、今後とも、御指摘の人骨問題について適切に対処してまいりたいと考えている。